# 令和8年度第Ｓ－1号　滋賀県立美術館増築その他設計業務委託にかかる質問と回答（その2）

令和8年10月30日

| 番号 | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| 1 | A社・B社・C社の3者が設計共同体の構成員となり、設計共同体協定書もこの3者間で締結します。D社は構成員ではなく協力事務所として参加する場合、正式な設計共同体の名称を「A・B・C・D設計共同体」とすることは可能でしょうか。 | ご質問の条件の場合、D社が設計共同体の構成員であると誤認する恐れがあるため、設計共同体の名称を「A・B・C・D設計共同体」とすることは不可とします。 |

―以下余白―